

回 答 書
(県営平成ヶ浜住宅)

番号	質 問 事 項	具 体 的 な 内 容	回答
1	募集要項 P7 6. 業務の範囲及び具体的な内容 (3) 保全業務 ウ 修繕業務	空家修繕の記載がないことについて、別紙の共通業務仕様書には記載がありますが、募集要項の記載漏れと考えてよろしいでしょうか。	・ よろしいです。 ・ 共通業務仕様書 8 ページ「ウ空家修繕」で規定する内容が正です。
2	共通業務仕様書 P6 ク樹木伐採・除草	維持管理業務において、樹木伐採や除草を実施する箇所がある場合は、その対象範囲をご教示ください。	・ 現時点で該当はありません。 ・ 必要が生じた場合は、別途協議します。
3	共通業務仕様書 P6 図表 1 維持業務負担割合	テレビ電波受信施設点検業務、避雷針点検、自家用電気工作物点検について、それぞれの具体的な業務内容をご教示ください。	・ テレビ電波受信施設点検業務、避雷針点検は、建築基準法に基づく定期調査、月 1 回の目視による巡視点検です。 ・ 自家用電気工作物点検は、電気事業法に基づく年次点検、月 1 回の点検（現地、遠隔）です。 ・ その他、必要が生じた場合は、別途協議します。
4	共通業務仕様書 P6 図表 1 維持業務負担割合	テレビ電波受信施設点検業務および避雷針点検の点検頻度をご教示願います。	
5	共通業務仕様書 P9 図表 2 修繕業務負担割合（県営平成ヶ浜住宅）	建築基準法に基づく定期点検の費用負担割合については、他項目と同様に県 75%・町 25%の割合で差し支えないか、ご確認をお願いいたします。	・ 費用負担割合は、県 75%・町 25%です。
6	共通業務仕様書 P9 図表 2 修繕業務負担割合（県営平成ヶ浜住宅）	維持管理業務において、業務仕様書には保育所部分に関する記載がなく、また負担割合が町 100%と記載されております。つきましては、当該部分が今回の業務範囲に含まれないのか、候補者選定後に坂町と別途契約を締結する流れとなるのか、併せてご教示願います。	・ 保育所について、共通業務仕様書 9 ページ「別表 2」の使用区分が保育所専用となっている項目は、県営平成ヶ浜住宅の修繕業務対象外です。 ・ また、町営住宅に関する内容は、坂町へご確認ください。
	以下、余白		